

米の将来価格を決定することのできる取引と その活用について



令和5年11月

農林水産省
新事業・食品産業部
商品取引グループ

1. 第1回勉強会での意見



- 第1回勉強会での委員の意見のうち、将来価格の有用性と在り方についての主な発言を抜粋。

＜将来価格の有用性＞

- ・ 将来価格がわかれば規模拡大をするかの検討材料になる。生産する上で安心。（生産者委員）
- ・ 価格が見える化されることで、主食を作るのか、転作で違うものをつくるのかといった生産ポジションの決定をスムーズに行うことができる。（生産者委員）
- ・ 3ヶ月後の商品設計・開発をしているので先の価格が見えているとやり易い。（卸売業者委員）

＜将来価格のあり方＞

- ・ 肥料価格など生産コストの上昇を反映した将来価格が決まることが大切。（生産者委員）
- ・ 現状の米価水準は生産費をまかなえておらず、営農継続可能な水準となっていない。再生産可能でかつ正確な将来価格が把握できるならば、営農や取引の安定に有用。（集荷業者委員）
- ・ 立場が違えば、適正な価格水準が異なり、買う側としては適価で買いたい。（実需者委員）
- ・ 再生産可能であることも大事。ただ、価格を決める際は、お互いに歩み寄ることが大切。（実需者委員）

2. 米の取引形態の分類

- 米の取引は、現況、相対取引が主体。相対取引は、売買の当事者が量や価格等の取引条件を交渉して成立。
- 他方、わずかながら市場取引が存在。定められたルールに従って価格が決定し、売買が成立。
- 将来価格が決定される取引形態は、現物先渡相対取引、現物市場先渡取引、先物市場取引の3つ。

取引	現物 相対取引	売り手と買い手が量や価格等の 取引条件を交渉して成立する取引	現物相対取引 (現物スポット取引)	通常、売買の成立から間を置かず、米とその対価の授受を実施 現に売り手の元にある米を対象に売買
			<u>現物先渡相対取引</u> (事前契約取引)	将来の一定の時期に米とその対価の授受を実施（価格取決めの ある収穫前契約、播種前契約、複数年契約） 現に売り手の元にある米が対象になるとは限らない
	現物市場 取引	定められたルールに従って 価格が決定し、売買が成立する取引	現物市場取引	通常、売買の成立から間を置かず、米とその対価の授受を実施 現に売り手の元にある米を対象に売買
			<u>現物市場先渡取引</u>	将来の一定の時期に米とその対価の授受を実施 現に売り手の元にある米が対象になるとは限らない
	先物市場 取引		<u>先物市場取引</u>	将来の一定の時期に米とその対価の授受等を実施 売り手又は買い手が売買当事者の立場を第三者に渡すことによ って、一旦成立した取引関係から離脱できる 現に売り手の元にある米が対象になるとは限らない

3-1. 各取引形態の仕組み（現物相対取引）

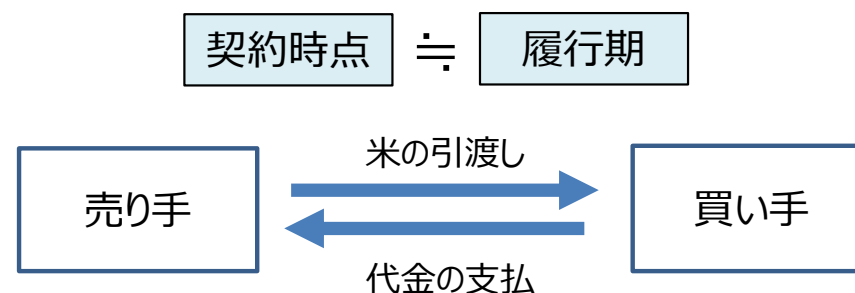


- 現物相対取引は、売り手と買い手が量や価格等の取引条件を交渉して成立する取引。
- 米については、産地・銘柄等、個々のニーズに分かれた引き合いが強いこと、確実かつ安定的な調達・取引が志向されること等から、「相対取引」が商業的な取引の相当部分を占めてきた。
- 現物相対取引の価格は、概算金や他の相対取引の価格などを参考にしながら当事者間で決定。
- 農水省は、産地品種銘柄ごとに、出荷業者と卸売業者等との間で契約が成立し、数量と価格が決定された主食用の相対取引の価格を加重平均し、公表。

【現物相対取引の活用事例】

- 買い手は、米が必要となったときにその都度調達する。
例えば、業務用米の量が追加で必要となった場合、スポット的に生産者や集荷から買う。
- 売り手は、米を売りたいという人が現れたらその都度手元で保有している米（例：収穫後、まだ売り先が決まっていなかった米。業者間で転売される米）を売る。

【現物相対取引の仕組み】



3-2. 各取引形態の仕組み（現物市場取引）

- 現物市場取引は、市場の取引ルールに従って、現に売り手の元にある米を対象として売買を行う取引。

【現物市場の仕組み（みらい米市場の例）】

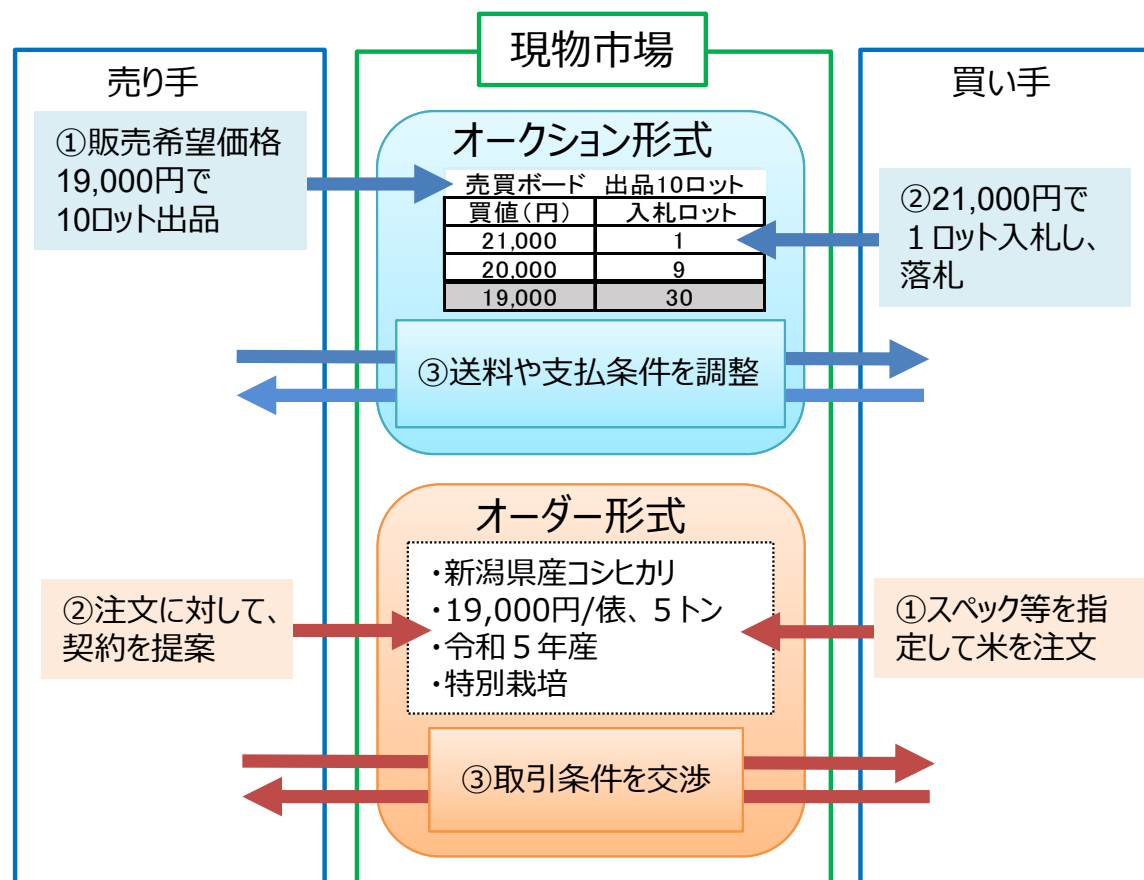
【オークション形式】

- ① 売り手（生産者、集荷業者、卸等）が販売希望価格を自分で決めて出品。
- ② 買い手（卸、実需者等）は農産物検査の結果のデータなどの詳細な商品のスペックと入札状況を確認し、価格と数量を決めて入札。
- ③ 落札後、送料や支払条件を調整し、取引が成立。

【オーダー形式】

- ① 買い手（卸、実需者等）が欲しい米のスペックや産地、産年、品種などを指定して注文。
- ② 売り手（生産者等）は、興味のある注文情報を確認し、契約を提案。
- ③ 買い手とシステム上で交渉を行い、条件が合えば売買を契約。

【みらい米市場の取引イメージ】



3-3. 各取引形態の仕組み（現物先渡相対取引・現物市場先渡取引）

- 現物先渡相対取引及び現物市場先渡取引は、将来の一定の時期に米とその対価の授受を約束して行う取引。
- 現物先渡相対取引には、収穫前契約、播種前契約、複数年契約がある。
- 播種前に価格取決めがあり、将来価格が決定される現物先渡相対取引はわずか。数量のみを決めた契約がほとんど。

【生産者による現物先渡相対取引の活用事例】

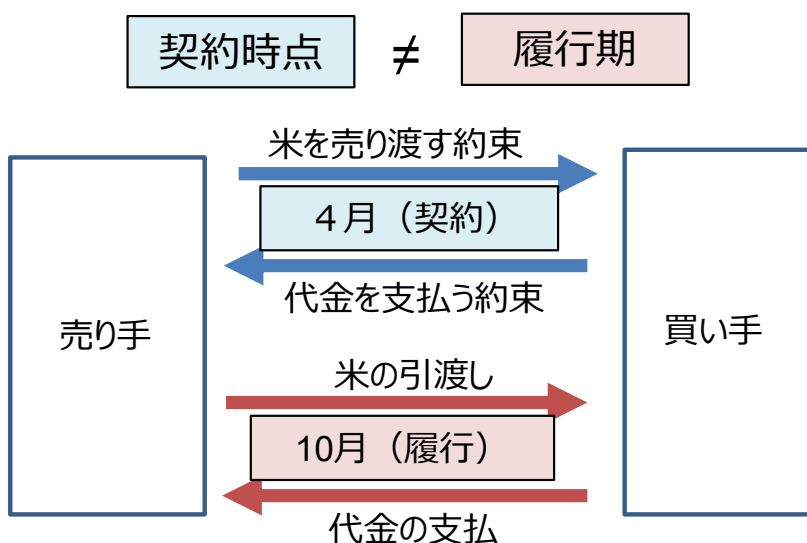
〔予め価格取決めあり〕

- 12月頃に、翌年から3年間価格固定で複数年契約を締結。価格は、買い手が契約時直近の概算金の額を参考に提示。
- 100%契約栽培。環境配慮等を求める顧客の声を踏まえて生産方法を決定し、生産コスト等を踏まえた価格と品種を提示して、播種前に契約。

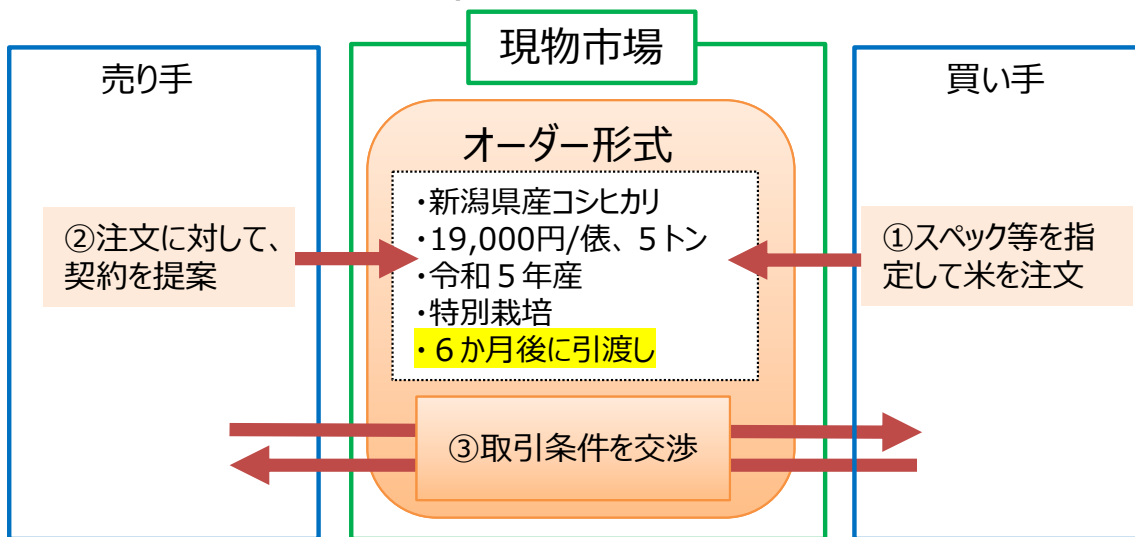
〔予め価格取決めなし〕

- 外食や施設給食向けの業務用米は、納品の頻度と量は最初の契約に先立ち12月頃に決め、価格は輸送コスト等も考えて毎年出来秋に交渉。
- 商系集荷との播種前契約の多くの場合、価格は、概算金に一定額を加えた額に、米の品質に応じてさらに上乗せし、収穫後に決定。

【現物先渡相対取引の例】



【現物市場（みらい米市場）の先渡取引イメージ】



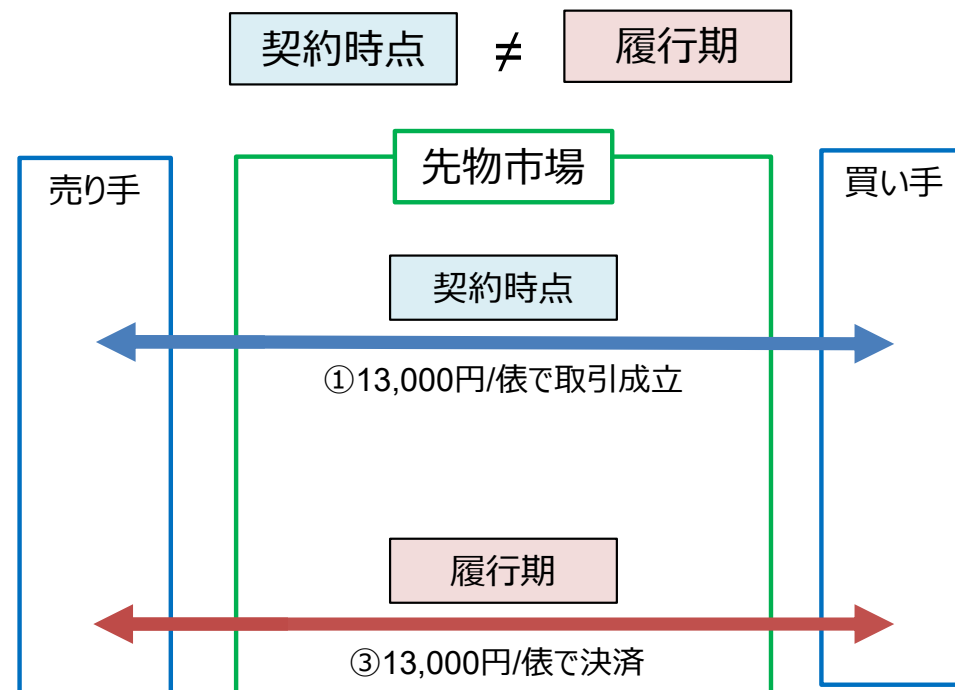
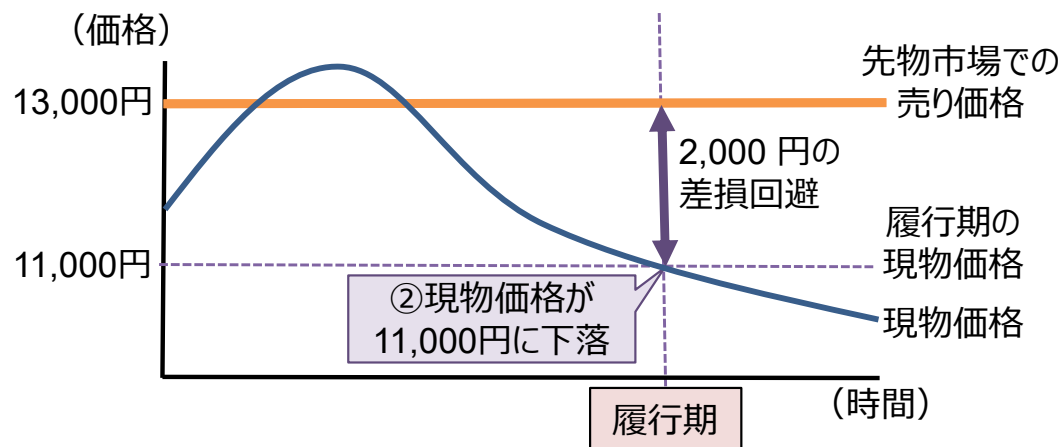
※オークション形式での先渡しは不可。

3-4. 各取引形態の仕組み（先物市場取引）

- 先物市場取引は、市場の取引ルールに従って将来の一定の時期に米とその対価の授受等を約束する取引。売買当事者の立場を第三者に渡すこと（反対売買）により、一旦成立した取引関係からの離脱も可能。（現物の受渡しを行うことなく、予め定められた方法によって決められた価格と取引が成立したときの価格との差額の授受を行うことで取引を終了することも可能）
- 先物市場で予め米を売っておくことで、将来、現物価格が下落した場合でも先物市場での販売価格で売上を確定することが可能。（リスクヘッジ）

【生産者による先物市場取引の活用の例】

- ① 播種前の先物価格13,000円/俵が採算ラインを上回っていたため、先物市場で売りを建て、取引成立。
- ② その後、出来秋の時点で、現物価格が11,000円/俵に下落。
- ③ 売り手は、先物市場で取引を成立させていたため、現物価格の下落にかかわらず、13,000円/俵で決済。



4. 各取引形態の組み合わせによる活用

- 現物相対取引及び現物市場取引に加えて、現物先渡相対取引、現物市場先渡取引、先物市場取引を組み合わせることで活用することにより、将来の価格変動に対するリスク抑制の可能性が広がるのではないかと。

【生産者による各取引形態の組み合わせ活用の例】

- ① 収穫前に売り先を確保するため、可能な限り、収穫前に相手方と事前契約取引（現物先渡相対取引、現物市場先渡取引）を積み上げ、それができなかった米は、収穫後、現物相対取引又は現物市場取引により販売。
- ② 先物市場取引を活用した場合、将来の販売価格を固定することも可能。収穫前に相手方と事前契約できた取引のうち、予め価格を決めることができなかったものについては、仮に先物市場で希望する価格で売れば、将来の現物価格が下落した場合のリスクヘッジに。

